慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	法科大学院における法曹リカレント(継続)教育について: 実務家の視点から
Sub Title	Recurrent education for lawyers at law school : a practitioner's viewpoint
Author	三澤, 英嗣(Misawa, Eishi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication	2015
year	
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.33 (2015. 10) ,p.1- 7
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集:法曹リカレント教育
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20151023-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特集:法曹リカレント教育

法科大学院における 法曹リカレント(継続)教育について

――実務家の視点から――

三 澤 英 嗣

- 1 はじめに
- 2 司法制度改革と継続教育
- 3 日弁連から見た、法科大学院におけるリカレント教育
- 4 最後に

1 はじめに

日本弁護士連合会(以下「日弁連」という)は、慶應義塾大学法科大学院との間で、2013 年から、法科大学院を通じた弁護士に対するリカレント教育について協議を始め、同大学院の正式なカリキュラムにするために、2014 年度からは、日弁連が紹介した弁護士をモニターとして、試行的実施に協力している¹⁾。また、講座の違いはあるものの、中央大学法科大学院との間でも、モニターとなる弁護士を紹介し、同様の協力を行っている²⁾。

これらの協力は、「法曹リカレント教育」(以下「リカレント教育」という)と

¹⁾ 佐藤英明「慶應義塾大学法科大学院における法曹リカレント教育」自由と正義 (2015 年 1 月号) 59 頁以下。同法科大学院において 2014 年度に実施されたモニター対象講座は、租税法、労働法、経済法、倒産法の各基礎ないし発展の科目、法律英語基礎科目、国際法務及び法整備支援の各ワークショップである。

いう枠組みで実施してきたが、このリカレント教育は、法科大学院側から見れば、高等教育機関における高度専門職の「継続教育」であり、日弁連側から見れば、専門職である弁護士の「継続研修」という意味合いとなる。そして、この「継続教育」「継続研修」は、広義の意味での法曹養成の形であり、実は、司法制度改革当初から新たな法曹養成制度のシステムの中で位置づけられていたものである。

2 司法制度改革と継続教育

(1) 2001年6月12日、「司法制度改革審議会意見書」(以下「審議会意見書」という)が取りまとめられ、我が国の法曹養成システムは、大きく転換をした。すなわち、それまでは、実務家である法曹になるために、司法試験という「点」による選抜を通過することのウエイトが著しく大きく、他方、この選抜について法学部教育が十分に対応しているとは言いがたかった。これに対し、新たな法曹養成制度では、法科大学院を中核とし、法科大学院教育一司法試験一司法修習を一連のものとして捉え、「点」ではなくプロセス教育によって法曹を養成することをめざすことになった。そして、このプロセスによる法曹養成の基本的コンセプトは、実務家になった以降も引き継がれることになった。審議会意見書は、「継続教育」という項を設け、「21世紀の司法を支えるにふさわしい資質と能力(倫理面も含む)を備えた法曹を養成・確保する上では、法曹の継続教育についても、総合的・体系的な構想の一環として位置付け、そのための整備をすべきである」とした3)。これは、まさしく、法曹の継続教育も、プロセスとしての養成として体系的に位置づけることを宣言したものであ

²⁾ 山田八千子「法科大学院における弁護士継続教育——中央大学法科大学院における法曹 リカレント教育を素材として——」自由と正義(2015年1月号)65頁以下。同法科大学 院において、2014年度に実施されたモニター対象講座は、租税法、労働法、経済法、企業 内法務、公共政策の5つのコースで、いずれも6単位とするものである。

^{3) 「}司法制度改革審議会意見書 | 76 頁。

る。そして、審議会意見書は、続けて、「現に実務に携わる法曹も、法科大学 院において、科目履修等の適宜の方法により、先端的・現代的分野や国際関連、 学際的分野等を学ぶことは、最適な法的サービスを提供する上で必要な法知識 を更新するとともに、視野や活動の範囲を広げるために意義のあることだと考 えられ、関係者の自発的、積極的な取組が求められる」とし、高度に専門的な 分野については、実務法曹にも継続的な教育の場が必須であり、新たな法曹養 成制度を導入するに伴い、その場を新設される法科大学院に求めたのである。 これは、法科大学院が実務と理論を架橋する教育を目的としていたことからす れば、当然の帰結と言えるであろう。なお、ここで示された継続教育の必要性 は、旧法曹養成制度の下で生まれた実務法曹も対象になっており、法科大学院 出身者の実務家が再び法科大学院で学ぶという厳密な意味でのリカレント(回 帰)教育ではないが、新たな法曹養成制度は、旧制度下で生まれた実務法曹も 教育対象に取り込むことが想定されていた。その意味では、審議会意見書は、 アカデミックな大学を母体として設立される法科大学院が、実務との架橋をは かることで、我が国司法全般の人材育成の中心となることを期待していたと思 われる。

(2) ところが、この審議会意見書で謳われた継続教育の課題は、その後、新たな法曹養成システムが必ずしも十分に機能しなかったために、具体的に進捗することはなかった。すなわち、法科大学院を中核とする新たな法曹養成システムは、司法試験合格率という明確な指標によって、法科大学院が上位校・下位校に分類されるようになると、法科大学院教育に対する懐疑的な意見が出るようになり、さらには、法科大学院の高額な授業料、司法修習生の就職難、修習費の貸与制の実施によって、社会的な信頼を失いかねない状況になった。結果、法科大学院には、実務法曹の継続教育及びその体制づくりをする余裕はなかった。

政府においても、上記法曹養成制度の立て直しをするために、平成22年3 月から同年7月にかけて法曹養成制度に関するワーキングチームが、平成23 年5月から平成24年5月にかけて法曹参成に関するフォーラムが、平成24年8月から平成25年6月にかけて法曹養成制度検討会議が次々と開かれた。しかし、実務法曹の継続教育は、ワーキングチームでは論点にさえ挙げられず、フォーラム及び検討会議でも、必ずしも十分な議論はされなかった。ただ、検討会議の取りまとめは、「法科大学院においても、各法科大学院の特色を生かした先端的分野等を学ぶ機会を幅広く提供したり、司法修習終了直後の法曹有資格者に対する支援を行うなど、必要な協力を行い、継続教育の一層の充実を図るものとすべき」とし、「法科大学院も……(中略)……これまでの法曹有資格者の養成機関としての役割だけではなく、継続教育機関としての役割を果たしていくことが期待される」とした40。ここに、新たに「司法修習終了直後の法曹有資格者に対する支援」が明記されたのは、新人法曹の質の低下を憂慮し、その対応策が必要と考えられたものと思われる。そして、このことは、法科大学院の継続教育において、審議会意見書が示していた高度に専門的な分野とは別に、新人法曹、特に新人弁護士の質を維持するための新たな教育機能が追加されたことを意味する。

なお、新人法曹の質の低下をもたらす原因が、司法修習生の就職困難状況からいわゆる「即独弁護士」等の現象が生じたことによる新人弁護士へのOJT 不足にあることからすると、この新たな教育機能の追加が直ちにOJT の代替となりうるかは、十分な議論が必要であろう。

3 日弁連から見た、法科大学院におけるリカレント教育

(1) 弁護士が実務法曹として十分な活動をするためには、個々の事件に対する詳細な分析と正確な判断、さらにはそれを支える熱いマインドと倫理感が必要だが、それと同時に、スピーディに変わる法令等へ対応等、日々の研鑽が重要となる。そして、この弁護士の研鑽は、個々の弁護士が自らの責任で行うも

^{4) 「}法曹養成制度検討会議取りまとめ」23 頁。

のではあるが、日弁連及び各弁護士会は、会員のために、継続研修の体制を整 えている。

日弁連においては、研修の充実を図るため、現在、総合研修センターが設立され、そこでは、弁護士実務に関する各種研修、弁護士の綱紀及び倫理に関する研修、新規登録弁護士に対する研修という3つのカテゴリーについて、企画立案等を行っている⁵⁾。また、各弁護士会においても、独自に会員向けに研修を企画・実施している。毎月発行される「自由と正義」には、日弁連の各種研修とともに、各弁護士会で実施する研修の案内が多数紹介されている。

日弁連の研修は、大きく分けて、講師がライブで行うライブ実務研修と、インターネットを利用したeラーニングによるものがある。研修テーマ及び内容は、かなりバラエティに富んでいるが、そのほとんどは、弁護士の日常業務に直結する実務的なものである傾向が強く、この点は、各弁護士会の研修も同様である⁶⁾。

(2) さて、日弁連から、法科大学院におけるリカレント教育を眺めてみると、 それは、前述したとおり、弁護士の継続研修の1つとして位置づけられること になるが、いくつかの点を指摘しておきたい。

まず、弁護士から見て、法科大学院におけるリカレント教育で最も期待されるのは、やはり専門的分野の研修であろう。しかも、法科大学院でのカリキュラムとなる以上、一定の時間を要することになり、その専門的分野での研修は、基本的なものから発展的なものまで、専門的分野を相当程度研修したと評価できるような充実したものであることが要求される。単に事案解決のための即効性のあるスキルを得るのではなく、当該テーマになっている専門的分野を体系

⁵⁾ 菰田優「日弁連の研修体制における法曹リカレント教育の位置づけ」自由と正義 (2015 年 1 月号) 43 頁以下。

⁶⁾ 例えば、日弁連の研修では、セクシャルハラスメント、外国人の刑事事件・在留資格、 債権回収、独禁法、英会話講座、裁判員裁判法廷技術等、弁護士会では、建築紛争(東 京)、クレサラ事件、交通事故、インターネット関連、医療事故等が行われている。

的に身につけたと評価できるレベルのものでなければならない。この点、弁護士の中には、時間的な制約もあって、体系的な研修は案件処理に直ちに役立たないとの理由で避ける傾向がないわけでないが、専門的分野であればあるほど、体系的な厚みのある理解が重要になるのであり、この点、弁護士の意識も変える必要がある。そして、弁護士がこのような専門分野を体系的に研修できたときは、法科大学院から、例えばその専門科目のコースの履修証明書を発行してもらい、この証明書をもって一定の専門家認定に資するよう扱い、同コースを履修した者は、積極的にそのことを宣伝すればよい。

また、専門的分野でなくとも、民法や会社法などの基本法令に大幅な改正が 行われるような場合には、法科大学院でのリカレント教育が有意義と思われる。 法令が大幅に改正される場合は、体系的な理解が極めて重要であるからである。

(3) 他方で、リカレント教育に多くの実務法曹、特に弁護士が参加するためには、課題もある。

まず、法科大学院は、リカレント教育が実務家向けのものであることを強く 意識すべきである。たしかに、リカレント教育の内容は、実務法曹が専門分野 において体系的な基本的理解を得られるようなものでなければならず、法科大 学院の教員が単に即効性あるスキルのようなものを授業で行う必要はない。し かし、だからといって、研究者固有の関心あるテーマのみを教授されるのでも 困る。リカレント教育が法曹実務家に役立つのかという視点は絶対的に不可欠 であり、この点を欠いたリカレント教育ではおよそ永続することはできないで あろう。

また、実務法曹が受講しやすい場所、時間帯が大事である。実務家は、日中は自らの業務を行っているのであり、なかなか平日の時間帯をリカレントの授業に当てることは難しい。せっかく実務法曹にとって役立つ内容であったとしても、受講できない時間帯では意味がない。特に、法科大学院のない地域では、場所的な不利益も生じる。この点、法科大学院において、文部科学省が現在検討中のICTを利用した講義システムが可能であれば、時間的・場所的不利益

を克服することができよう。

なお、授業料が高いという課題もあるが、それは、リカレント教育の内容と の相関性で決まるのであり、法科大学院には、とにかく質の高い教育内容を実 現してほしい。

4 最後に

法科大学院を中核とした法曹養成システムは、今、大変厳しい環境にある。 しかし、この10年、新制度のおかげで、研究者と実務家とが接点を持つよう になったことは疑いようのない事実である。と同時に、法科大学院修了生の実 務法曹も相当数輩出されている。その意味では、法科大学院は、以前の学部教 育に比して実務と強く結びつき、かなり実務的要素の蓄積をしてきているはず である。そして、これは今後も引き続き蓄積されていくし、また、そうでなけ ればならない。

審議会意見書は、継続教育の拠点として法科大学院を位置づけたが、われわれは、今こそそのことの意味を、しっかりと嚙みしめるときにある。法科大学院の活動に強く期待したい。